

山荘運営細則

昭和41年11月 6日 制定
平成30年 4月 7日 改定
令和 5年 8月 5日 改定施行

「使用の許可」

第 1 条 しじま小屋及びしじま山荘（以下、山荘という）の使用は **OB 会** の許可を得て行うものとし、使用者は **OB 会** の指示に従わなければならない。

「使用者の資格」

第 2 条 次の資格を有する者が山荘を使用できる。
(1) **OB 会員** 及びその同行者

「使用の手続き」

第 3 条 山荘を使用とする場合は、前もって使用責任者名、人数、日数を明らかにして、使用責任者より **OB 会** に **メール等** で申請しなければならない。使用責任者には **OB 会員** 以外の者が就くことはできない。

「山荘使用の優先順位」

第 4 条 山荘使用の優先順位は次のように定める。但し、特別の場合は **OB 会** が決定する。
(1) **OB 会** の公式行事
(2) **OB 会員**

「山荘の使用料」

第 5 条 山荘の使用料(1泊あたり)は次のように定める。使用料は1ヶ月以内に使用責任者が **OB 会** の会計担当に納入しなければならない。
(1) **OB 会員** : 3,000 円
(2) 非会員中学生以上 : 3,000 円
(3) 非会員中学生未満 : 無料
(4) **家族利用 (3人以上の家族が同時利用)** : 2,000 円
(5) その他
① 1泊とは午前零時をまたいで使用した場合をいう。
② **米代は使用料に含まれる。**

「山荘使用の順守事項」

第 6 条 山荘を使用する者は次の事項を順守すること。
(1) 使用責任者
使用責任者は山荘を使用する上で下記(2)～(8)の事項を順守すると共に、率先してその任にあたる。
(2) 山荘の鍵は、民宿 秀岳にて管理して頂く。
入荘および離荘等で山荘の鍵の受け渡しをする。
(3) 入荘時は、備え付けの入荘手順に従い要所を設定し、確認後に署名すること。
(4) 山荘を起点のとして行動する場合は、山荘内のホワイトボードに行動予定を明記しておくこと。
(5) 山荘及び山荘に属する物は、使用方法、注意書等により正確に理解した上で使用すること。
万一損傷等を発見した場合は、速やかに **OB 会** に報告すること。
(6) 山荘日誌の記帳
入荘/離荘者の氏名等、所定の事項を記入すること。
(7) 離荘時は、次の使用者に不快の念を起ささないように十分に整理・清掃しておくこと。
また、備え付けの離荘手順に従い要所を設定し、確認後に署名すること。
空き缶、空きビン、および生ごみ等の廃棄物は、持ち帰ること。
(8) 使用が終わったら速やかに、使用者氏名、使用人数、使用料金、及び山荘の状況等(施設の異常、備品の枯渇等)をメール等で **OB 会** に報告すること。

「山荘の名義人」

第 7 条 山荘運営規定第 1 条により名義人を決定しその役割を明確にする。また、名義の移管を迅速にかつ円満に行うために、名義人の他に次期名義人も同様に決定する。名義人及び次期名義人はこの任に就く事により何らの利益、不利益を蒙ってはならない。また特権もなし。

(1) 名義人と次期名義人の資格及び選任方法

名義人と次期名義人は、原則 **OB 会員** とし **OB 会** により指名され、**OB 会** 総会により承認を受けるものとする。

緊急の場合は、**OB 会** が名義人と次期名義人を指名して **OB 会** 代表が承認する。その後、総会にて正式な承認を得るものとする。

原則として、土地の名義人、建物の名義人及び、各々の次期名義人は全て別人格でなくてはならないものとする。建物の名義人は「しじま小屋」と「しじま山荘」に別ける。土地の名義人は複数の場合もありうる。

(2) 名義人の役割と契約書の作成

OB 会は OB 会所有の土地と建物の登記を各名義人の名義で行うものとする。

この OB 会所有の土地と建物に関する租税、公課等の費用は OB 会が負担し、納入は会計が担当する。名義人は契約書を作成して、「登記上の所有者は名義人となるが、実質は OB 会が真の所有者である事及び次期名義人に OB 会の土地と建物を譲渡する」旨を確約する。また契約書を作成し、OB 会代表、次期名義人、及び名義人本人（又は法定相続人）が保管するものとする。この目的は不特定の第三者による OB 会の所有権に対する何らかの侵害を予防し OB 会の権利を守る事にある。

(3) 名義人と次期名義人の任期とその変更

名義人と次期名義人の任期は特に定めないものとする。

名義人と次期名義人の変更は、OB 会がそれを必要と判断した時に行い、OB 会が指名し総会の承認を得るものとする。緊急の場合は(1)項に順ずるものとする。

「山荘の維持」

第 8 条 この山荘は OB 会員の全てに平等に開かれたものであるが、そのために生じる義務もまた全員が負うことを忘れてはならない。

(1) 山荘維持計画

山荘維持活動の年間計画は OB 会で策定する。

(2) 維持活動

OB 会は、年間計画に基づき OB 会員に対し維持活動への協力を要請する。

(3) 維持経費

山荘本体、付属設備、備品、燃料、什器等の維持・整備にかかる経費は会計から支出する。

但し高額なもの（概ね 1 件あたり ¥50,000.-程度を越える）については都度、会計担当からの申請を受けて OB 会が了承した場合、会計から援助する。

また、OB 会が認めた維持活動については、その期間中の活動参加者の山荘使用料は会計から援助する。

「補足：関係連絡先」

(1) OB 会メールアドレス：

(2) 山荘の鍵保管依頼先：

長野県北安曇群白馬村 TEL：0261- -